

令和7年度石川県・富山県連携による 中国旅行会社招へい事業実施について

次のとおり、企画提案書の提出を募集する。

令和7年6月6日

石川県文化観光スポーツ部国際観光課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度石川県・富山県連携による中国旅行会社招へい事業

(2) 業務の内容

中国（主に上海市）において訪日旅行商品を取り扱う現地旅行会社を石川県及び富山県に招へいする。

2 参加条件

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から実施要領に記載する企画提案書の提出期限の日までにおいて、石川県と富山県の競争入札参加資格の停止期間中でないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）

が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与してい

る者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (5) 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び都道府県税を滞納していないものであること。
- (6) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

3 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県文化観光スポーツ部国際観光課 担当：山岸

メール：k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 仕様書の交付方法

石川県 HP 内の国際観光課ページからダウンロードすること。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/index.html>

(3) プロポーザル参加申込書受付期限

ア 期限 令和7年6月16日（月）正午まで

イ 方法 実施要領に示す方法による

(4) 企画提案書提出期限

ア 期限 令和7年6月23日（月）正午まで

イ 方法 実施要領に示す方法による

(5) 企画提案書の採否及び契約

企画提案書の採否については、企画提案書提出期限の日から概ね2週間以内に応募者に対し電子メールで通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、仕様書を確定し、契約を締結する。

4 その他

- (1) 詳細については、実施要領、仕様書に記載してあるため、内容を熟読し、企画提案書を提出すること。

- (2) 本件の問い合わせに関して、質疑については、電子メールのみとし、面接又は電話での質疑には応じない。